

農地改良に係る農地転用許可等の取扱いについて

太田市農業委員会

1 農地改良の定義

この取扱いにおける「農地改良」とは、土地所有者又は耕作者（以下「土地所有者等」という。）が農地の保全又は利用の増進といった農業経営の改善を目的として、農地改良する農地以外から土を搬入して盛り土又は掘削等を行うことにより、農地の形質を変更する行為をいう。

2 農地転用許可等の判断基準

(1) 農地改良行為に係る届出を要する場合

農地改良のうち、以下の①から③のすべてに該当する場合には、農地改良に係る届出を要するものとする。

- ① 農地改良により農地が耕作の用に供されない期間が**3ヶ月以内**であること。
- ② 盛土又は掘削の対象となる農地の面積が**1,000 m²未満**であること。
- ③ 掘削・土壌改良の深さは**1 m以内**であって、農地改良後は接する道路や周辺農地と著しい段差を生じない計画であること。

(2) 一時転用許可を要する場合

農地改良のうち、上記（1）の①から③のすべてに該当する場合を除き、農地法第4条第1項の規定に基づく一時転用許可を要するものとする。

3 一時転用の許可基準

- ① 農地の転用期間（農地の復元に必要な期間を含む。）は、**1年以内**であり、その転用面積は、転用期間内に農地への復元が可能なるものであること。
- ② 掘削を伴わないものであること。ただし、農地復元後の作土として利用するために行う表土のはぎ取りは、この限りではない。
- ③ 農地への復元に当たっては、作土の深さは従前以上とする。
- ④ 隣接地との段差は、その隣接地の用途に支障を来さないものであること。特に、道路との段差については、原則として隣接している道路面の高さを超えないこと。
- ⑤ 周囲の道路及び水路の機能に支障を及ぼさないこと。

4 農地改良行為の取扱い

- (1) 2の（1）に該当する場合は、事業実施の原則**1ヵ月前**までに、次の書類を提出するものとする。

- ① 農地改良届出書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 作付計画書（様式第3号）
- ④ 残土証明書（様式第4号）※建設残土を使用する場合
- ⑤ 誓約書（様式第5号）
- ⑥ 委任状 ※代理人が提出する場合

なお、耕作者がいる場合は耕作者の同意を、耕作者が行う際には土地所有者の同意を必要とするものとする。

また、代理人が提出する場合は、委任状を提出するものとする。

(2) (1)の提出があったときは、現地調査を行い事業計画に照らして相当と認めるときは、農地改良届出受理通知書（様式第6号）を申請者に送付するものとする。

(3) 農地改良行為が終了したときは農地改良完了届（様式第7号）を提出するものとする。

5 許可申請

2の(2)に該当する場合は、「農地法第4・5条許可申請添付書類」に掲げるもののほか、上記4の①から⑤の書類を添付するものとする。

なお、耕作者がいる場合は耕作者の同意を必要とするものとする。

6 農地復元状況の確認

農地改良完了届の提出があったときは、現地調査を行ってその完了を確認し、復元状況が不相当であると判断したときは、届出者に対し指導するものとする。

7 違反行為に対する対応

農業委員会は、農地改良が許可等を受けずに行われていることを知ったとき及び許可を受けた者が事業計画と異なる行為を行っていることを知ったときは、直ちに事業者作業を中止するよう指導するとともに、地権者及び事業者に対し必要な許可又は届出の手続きをとるように指導するものとする。

8 適用開始期間

この取扱いは平成24年4月1日から適用する。